# 福祉人材確保のための特別決議

## ～人材確保なくして社会保障の維持なし～

全　国　知　事　会
平成２９年７月２７日

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くと、我が国の福祉は確実に崩壊する。

政府は、今年６月に「子育て安心プラン」による待機児童対策を打ち出すなど、保育・介護の施設整備を進めているが、福祉人材の有効求人倍率は全職種平均に比べ極めて高い水準で推移しており、その運営に必要な人材が確保できない状況にある。

保育士については、国の「保育士確保プラン」によれば、今年度末までに新たに約７万人の確保が必要になるとされており、また、介護人材については、国の需給推計によれば、2025 年度には約 38 万人が不足すると見込まれているが、抜本的かつ実効性のある打開策は見出せておらず、危機的状況である。

こうした認識に立って、全国知事会としては、特に下記の措置について直ちに断行するよう強く求める。

記

１　労働環境の整備と処遇改善

（１）　今年度予算において一部改善が図られたものの、保育や介護の分野への参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるよう更なる賃金の底上げを図ること。

（２）　今年３月に政府がまとめた「働き方改革実行計画」を確実に実行し、保育士や介護従事者が仕事と育児・介護を両立できるよう、業務負担の軽減に向けた取組への支援や、休業・休暇制度の充実などの環境整備を行うとともに、雇用主の理解促進を図ること。

２　人材確保のための環境整備

（１）　保育士の資格試験の機会の拡充による保育士確保とともに、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化を図ること。

（２）　多様な人材を確保するため、まずは介護に対する正しい理解とイメージアップの取組を図ること。また、外国人介護人材の円滑な受入れに向け、日本語学習や生活相談等の支援体制を整備すること。併せて、障害者や元気高齢者等の新たな担い手が介護現場へ参入しやすい環境整備を推進すること。

３　関連する予算の十分な確保

福祉人材の育成や確保には、長期にわたる息の長い取組が必要であるため、短期的な予算の確保だけでなく、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。